

史 跡 名 越 切 通
保存管理計画策定報告書

逗子市教育委員会

目 次

1. 計画策定にあたって	1
(1) 計 画 の 目 的	1
(2) 策 定 の 経 過	1
2. 名越切通と関連遺跡の概要	3
(1) 名越切通路の地形と位置	3
(2) 鎌倉期における切通の意義	3
イ 切 通 の 意 義	3
ロ 非常時における切通	5
(3) 緊急発掘調査の概略	5
イ 調 査 の 内 容	5
ロ 名越切通及び防衛遺構の概要	6
ハ 発掘におけるトレンチの所見	6
ニ 考 察	9
a 遺構総括結果からみた名越切通	9
b 七切通中特に嚴重なる理由	9
c 同時代三浦氏側の防衛遺構	10
d 三浦氏滅亡と名越切通	11
ホ ま と め	11
(4) 中世文献にあらわれた名越	12
(5) 名越切通付近葬送遺跡について	15
イ やぐら及び石造塔形態からみた古さと性格	15
ロ 名越切通防衛工事との関係	16
ハ 葬送地としての性格	17
ニ ま と め	17
(6) 総 括 ― 史跡保存とその価値	17
3. 史跡地の現代	19
(1) 史跡指定の経過とその範囲	19
(2) 土地の利用状況	20

4. 史跡地の問題点	21
(1) 現在の史跡指定範囲について	21
(2) 土地利用上の制限	22
(3) 周辺の開発計画について	22
5. 将来の保存管理計画	23
(1) 基本方針	23
(2) 考古学的調査	23
(3) 保存の方針	23
(4) 管理の方針	28

図版目録

図版 1	遺跡全景	1
図版 2	遺跡全景	2
図版 3	名越切通	1
図版 4	名越切通	2
図版 5	名越切通	3
図版 6	名越城郭遺構	1
図版 7	名越城郭遺構	2
図版 8	発掘	1
図版 9	発掘	2
図版 10	まんだら堂やぐら群	1
図版 11	まんだら堂やぐら群	2

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

史跡名越切通は鎌倉七切通（七口）の中でも最も良く当時の姿・かたちを残しているところで、その付近には中世の防衛遺構や墳墓群などの遺跡が一带に広く存在する。それらは赤星直忠博士等によって以前より調査がなされ、その重要性が認められていた。したがって付近一带を含めて史跡としての追加指定がなされなければならない。

史跡保存管理計画策定事業とは、本来指定地におけるその特性及び現状変更をなし得る範囲に即して、その地区区分を行なうものである。今回は切通及びその付近一带の関連遺跡（城郭・墳墓地などの複合遺跡と考える）の性格及び範囲を調査し、その結果に基き、追加すべき指定史跡と現指定地をも含めた付近一带の遺跡保護管理に必要な基礎資料を作成するためにおこなうものとする。

一方、この遺跡の地域内におけるいくつかの開発計画があり、史跡保存に対する、より具体的な資料の抽出が必要になった。開発行為に対する指導と今後の適切な保護活動の基礎資料作成のために緊急発掘調査がなされたのである。この発掘調査の結果をもふまえて、今回の保存管理計画策定をおこなうものである。

また、本計画は指定地を拡張し、その適切な保存管理と今後の施策を打ちだすのが目的である。よってこの名越切通一带を単に現状のまま保存するのみではなく、広く市民の文化財に対する意識向上と文化活動に寄与し得よう、史跡整備をするための基礎資料であることをもここに明記しておく。

(2) 策定の経過

本計画は国・県の補助金を得て、昭和52年度に実施した第一次史跡名越切通保存管理計画策定事業〔史跡及び付近一带(面積約260,000㎡)の航空測量と現況地形図($\frac{1}{1000}$)を作成した(アジア航測株式会社に依頼)。〕に引続き実施するものである。

この事業を遂行するにあたり、史跡名越切通保存管理計画策定委員会を昭和53年6月30日をもって正式発足させた。各委員の氏名は下記のとおりである。

委員長	貫 達 人	逗子市文化財保護委員長
委員	赤 星 直 忠	逗子市文化財保護委員
〃	見 上 敬 三	逗子市文化財保護委員
〃	岡 本 勇	神奈川県文化財保護審議会委員
〃	石 丸 熙	東京女学館短期大学助教授
〃	川 上 久 夫	日本考古学協会会員
〃	岩 沢 新 太 郎	逗子市文化協会会長

委 員	五十嵐 忠	逗子市企画調整部長
"	高 橋 只 雄	逗子市建設部長
"	鈴 木 貞 男	逗子市教育次長
"	白 渡 公 一	逗子市都市計画課長
"	堀 内 智 也	逗子市社会教育課長
助 言 者	北 村 文 治	文化庁文化財保護部記念物課主任文化財調査官
"	横 田 博 圀	神奈川県文化財保護課
"	小 川 裕 久	神奈川県文化財保護課

52 . 12 . 1 ～ 53 . 2 . 28

現況地形図作成

縮 尺 $\frac{1}{1000}$

面 積 約 260000 m^2

(製作 アジア航測株式会社)

53 . 6 . 30 第 1 回史跡名越切通保存管理計画策定委員会

○事業説明

史跡の特性，現状変更の許容の範囲に即した地区区分作業の他に，指定地の見直しも行う。

○史跡の説明

○委員長の選任

53 . 9 . 22 第 2 回策定委員会

○史跡内踏査

○作業内容および方法の検討

54 . 2 . 9 第 3 回策定委員会

○発掘調査の報告

史跡が管理計画対象地外にも確認された。

○管理計画の範囲の再検討

54 . 3 . 12 第 4 回策定委員会

○保存地域の確認

全地域にわたり保存

史跡の公有化の検討

○報告書の内容について検討

54 . 3 . 30 第 5 回策定委員会

○保存管理計画について最終意見の確認。

2. 名越切通と関連遺跡の概要

(1) 名越切通路の地形と位置

地形——鎌倉の地は西・北・東の三方を丘陵にとり囲まれ、南に海をひかえたところであることは既に広く知られているところである。東側をささえる丘陵は北東隅の大平山（標高150m）から南へ延々6kmにわたってつづき、南端は逗子と鎌倉との境で、60m～70mの丘陵となって海に達し、その先端は波のうちよせる絶壁となる。構成する岩石は第3紀層の凝灰岩・泥岩などである。

古東海道が三浦半島を横断して房総半島に通じていた奈良時代までの古道は、鎌倉海岸からこの絶壁の少し北側の尾根鞍部（光明寺裏山）を越えて小坪に下り、山裾を山野根から沼間へぐるっとまわり、さらに桜山の山裾を鳴鶴崎へでて海岸伝いに葉山町堀内に入り、山口・木古庭を経て横須賀の走水まで半島を横断したのである。光明寺裏山・披露山を越える古道を変えて、その北約1kmに鎌倉市名越から逗子市名越に越えるように計画されたのが鎌倉七切通の一つである名越切通路である。ゆるやかな山腹路と切通路のくりかえしだったから、確かに楽な交通路になったのである。名越（なごえ）の地名が鎌倉側にも逗子側にもある。古くはこの地名を「なごし」とよんでいるのは「難越」の意であり、古い通路はあったがひどく困難なものだったことを物語るものであろう。名越切通のあるところは海岸から1.5kmほど北によった丘陵尾根であり、ここは東西両方から深く谷が入りこんだ部分である。鎌倉と逗子市との間にある国鉄名越トンネルの通っている上にあたる。山頂の切通はこの尾根にあり、尾根はここから南に幾つもの支尾根に分かれる。山頂切通を越えた路は東にのびる支尾根を伝って逗子市小坪西名越の南側を経て小字白山で平地に下るのである。

(2) 鎌倉期における切通の意義

イ. 切通の意義

鎌倉全体が城とみなされ、鎌倉城の名でよばれたことさえある。前面に海をひかえ、馬蹄形に丘陵でとりまかれた鎌倉は、頼朝が根拠の地として選んだ平安末には実に理想的な城であった。大手・搦手の両方面からのみ攻撃すべきとの約束が、敵味方とも守られていた当時としては確かに理想的城郭であった。幕府が開かれ、諸国からの往来が繁忙の度を加えると、城郭の一部であった丘陵を越えて出入する交通路が自然に開け、やがてその交通路が公認されると峻険な道を交通便利な道に改めるべきだとする説が有力になる。そして所謂七切通の道が開発されたことは吾妻鏡にのべられている。現代人の考えからすれば交通便利な切通路を開発することは当然と考える。しかるにこの切通開発に意外なほどの日数を費しているのはなぜだろうか。この疑問は開発された切通を実際に見れば、その理由が理解できるはずである。

我々が考える切通路は交通の便のための路である。しかるに実際切通として残っている路は確かに尾根を切り割って低くし、山腹を削って路がつけられている。それだけのことになぜ多

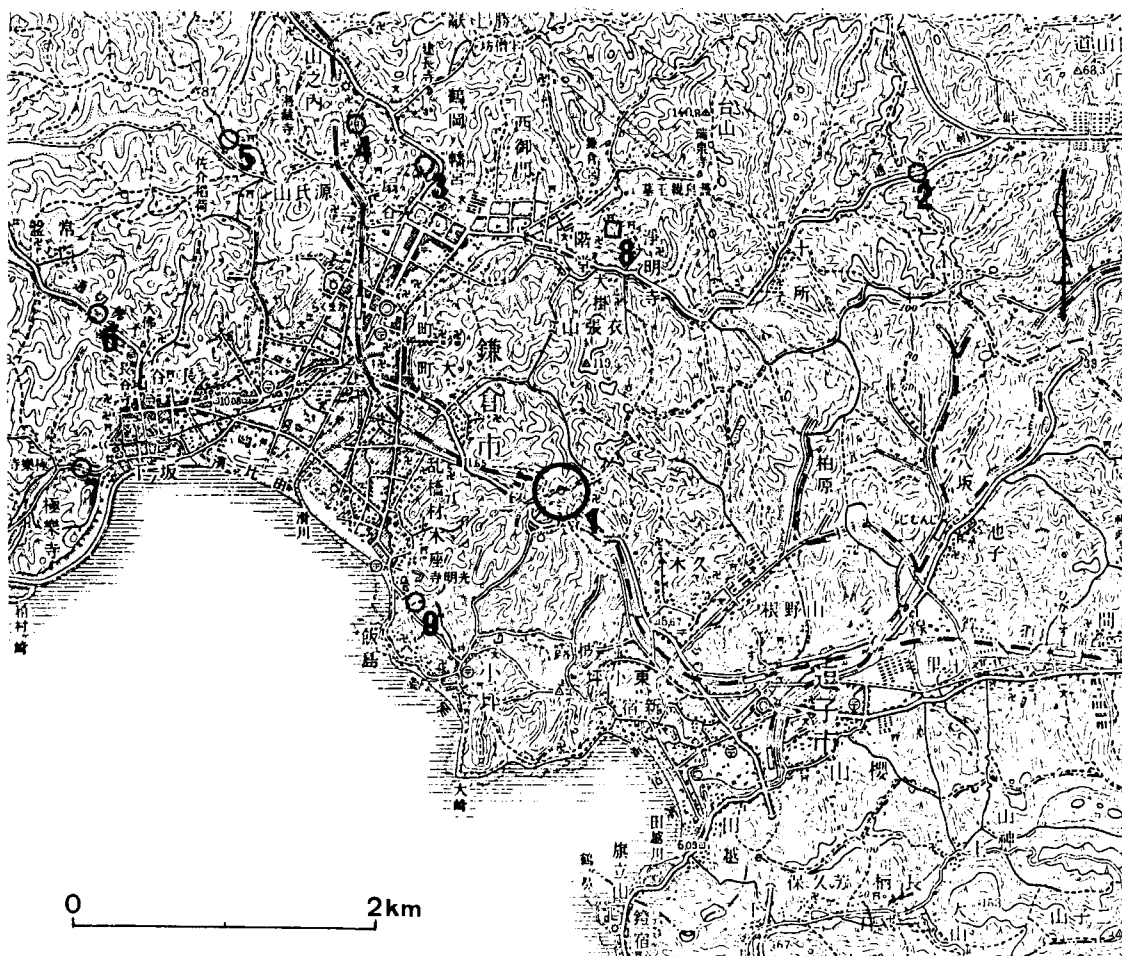


図 1 名越切通の位置と付近の地形

- | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 1. 名越切通 | 2. 朝比奈切通 | 3. 巨袋呂切通 | 4. 亀ヶ谷切通 | 5. 化粧坂切通 |
| 6. 大仏切通 | 7. 極楽寺切通 | 8. 杉本城 | 9. 小坪坂 | |

くの日数を費さねばならなかったのだろうか。

鎌倉は政治の中心地として全国からの往来が極めてはげしい地になった。しかし、鎌倉を中心として集まっていたのは將軍幕下の武士団である。鎌倉への出入が楽になることは鎌倉城が防禦の点で弱体化するという事で、このことは当然考えられたはずである。交通の便のためとはいえ、いざ鎌倉というときに鎌倉城を何の役にもたないものとするはずはないであろう。鎌倉をめぐる丘陵に切通をつくって交通しやすくすると同時に、この切通を外から攻撃された場合、如何に防禦するかという点に対して最大の考慮がそそがれたはずであろう。これは各切通に立って路と地形との関係を見れば充分うなずくことができることである。開かれた路に対

して、必ず防禦陣地としての切岸とその上の平場との複雑な構築あとが各所にみられるのである。切通開発に従事したのは武士団である。彼らは交通の便のための路を作ると同時に、この路を攻撃された場合、防禦すべき陣地を同時に構築していたのである。峠に達するまでの路をなるべく長くすることは平時の交通上、骨おらずに峠を越えることに必要である。しかし、万一の場合、急に敵が侵入してしまうことである。そこで各所に切通路を作ったり、片側に谷をみおろす山腹路を作ったりしている。これは切通に逆茂木を切りつめて通れなくするためであり、切通は両側から、山腹路は片側の尾根上から石を落として攻撃できるからであるし、又切通は切りふさぐ方法もあり、山腹路は一部を切りおとししてしまうこともできるので、万一の場合防禦の万全を期すことができるのである。各切通は平常時・非常時両面の性格を最もよく物語る遺構であった。しかし、敵がこの路以外の路を通ることがあっては何もならぬから、他の路は平常から通れなくする、又は通りにくくする方法がとられた。名越切通につづく久木のお猿峠切岸はその最もよい例である。

ロ．非常時における切通

非常時における切通が如何ように守備されるかを如実に物語ったのは新田義貞の鎌倉攻めの時である。物見の報告によって守備態勢は決せられる。守備軍では恐らく全切通に守備態勢を整えたにちがいない。しかし物見の報告によって攻撃軍の進路が明らかになると直接敵正面になる切通の守備に全力が入れられるのは当然である。かくて極楽寺切通・大仏切通・化粧坂切通・亀ヶ谷切通・巨袋切通が嚴重に防備され戦われた。太平記は極楽寺切通周辺の防衛について最も詳細に記している。敵と直接交戦すべき切通部分とその周辺は極楽寺切通合戦にみられる如きものになるにちがいないのである。万一名越切通が攻撃正面となった場合は極楽寺切通とその周辺にみられた如き防備状況になる筈である。

(3) 緊急発掘調査の概略

イ．調査の内容

この調査は名越切通周辺において宅造・その他の各種開発計画があることを逗子市教育委員会がいち早く感知したのと、とくに前田建設については、業者側から調査の依頼があったために行なった。このような事情の中で市教委は赤星直忠博士の調査結果(註1・2)にもとづき、名越山中に城郭遺構その他の遺跡が存在することは、以前から周知のことであったので、さらにそれら遺構を考古学的調査によって追認するために、文化庁及び神奈川県緊急発掘調査費の補助を仰いで調査をおこなったものである。よって詳細な報告については発掘調査報告書を参照されたい。なお調査は53年12月20日～54年2月3日までの冬季落葉の季節をねらっておこなったものである。

調査は現在地表に現れている、城郭遺構の測量を重点的におこない、遺構である平場・切岸・その他の存在する範囲をもとめ、さらにその平場及び切岸がはたして中世に造られたものであ

るか否かを確認するために発掘をおこない、平場の遺構・遺物の有無とその時期をたしかめ、さらに切岸の構造細部をあきらかにしようとしたものである。したがってむろん以前より周知されている墓制遺構である“やぐら群”については今回は分布範囲を確認するのみにとどめた。

測量調査はより正確な遺構図を作りあげることが目的として、測量器具による正規な方法をもちいたのであるが、遺構そのものが我々の考えていた範囲より予想以上に広がっていたために、時間的余裕がなく 或部分については、不十分なが略測によりおぎなった。さらには予算的にも不足をきたし、全体の遺構について全山をできる限りくまなく歩くことによって確認するにとどまった。このような状況の中では、はなはだ不本意な実測図しか作ることができず、ここにおわびを申しあげる次第である。

ロ. 名越切通及び防衛遺構の概要

名越切通の防衛遺構としては名越切通路ののぼり部分から下り部分にわたる全域に7つの切通と7つの山腹路がくりかえされている。なお、この切通路以外の逗子側山腹に尾根を最上部分とする大切岸が延々とつづいていたと考えられるが、現在では北方に約800 mが残るのみで、それにつづく北方部分と切通の南方部分は破壊されたためわからない。今回の調査ではこれらを正面とする背面部分にあたる各支尾根の全面に、山腹を攻めのぼることが出来ないように、尾根部分に切岸と平場が構築されていることが発見された。特に防衛上重要と考えられる部分には二段三段に切岸と平場が繰り返し構築されていることが明らかにされた。また第3切通の北側には広い平場部分があり、その北側の峯部分を頂とし西に傾斜する尾根がその南側と北側とを含めて幾段にも削平されて、平場と切岸の複雑な構造を示すなど、全域が名越切通を中心に防衛構造をもって守備された、城郭に匹敵することを知り得た。

日蓮宗行者のいる庵のある最高地(95.3m高地)の北につづく尾根(今二基の鎌倉期石廟の存在する部分)の北方には馬背状尾根が延々とつづくがそれらの逗子側山腹は尾根頂から垂直に切りとられた大切岸頂の連続である。この馬背状尾根で気付くことは石廟のある尾根が一つの瘤をなし、その北側につづく馬背状は極めて幅の狭い部分がしばらくつづくことである。これは非常の場合この部分を掘り切ることによって北方尾根と名越切通を中心とする城郭状部分とが切断され、独立城郭が構成できる計画になっていたものと考え、非常時の名越切通は所在丘陵全面を防衛構造をもって武装した名越城ともいべき存在であることが明らかになった。

更に今回調査では雑木林中にあって詳細不明であったお猿島大切岸北半分に当る部分の複雑な防衛構造も明らかになった。

ハ. 発掘におけるトレンチの所見

切通の北東に存在する平場6ヶ所にトレンチ6ヶ所・グリット2ヶ所(1～5トレ・8・9トレ)、切通の南西側平場2ヶ所に2ヶ所のトレンチを設定し、お猿島切岸の北東寄りにある



図2. 名越切通付近の地形と遺構の範囲
(○は遺構範囲と環境保全地域を示す)

平場3ヶ所に5ヶ所のトレンチ(10～14トレ)を、さらに逗子・鎌倉ハイランドの南西側に存在する標高84.4m地点を中心とする遺構群中の平場2ヶ所に3ヶ所のグリット(15～17トレ)を設定した。以下それらについて概略的所見を記す。

1・2トレンチ(2m×30m, 2m×20m), 十文字形に2本のトレンチを設定した交点付近において、ほぼ南北にはしる2段の積石列が発見された。それを境として2段の平場(高低差約30～60cm)が認められた。平場の状況は山側(北東側)は地山を削って平らにし、先端(南西側)は深い谷間を埋めて平らにしている。その表面はいわゆる地形(行)面といわれるもので凝灰岩又は泥岩砕をつきかためて平らにしている。遺物はその平らな部分の直上に多く存在した。遺物は素焼小皿(かわらけ)が主体である。地形面下からも若干の遺物が確認され、二時期に地形工事がおこなわれたのであろう。なお、北東側平場においては岩盤を掘り抜いた墓穴と考えられるものが発見され、内部にかわらけ完形品が数個体認められた。

3・3'・4トレ(2m×20m・2m×2m・2m×15m), 1・2トレンチの北側(同一平場)とその北に連なる約1.5m低い平場に設定した。上段(3トレ)は岩盤を平らに削平した平場であり、それに続く斜面部(3'トレ)はあきらかに岩盤を切り取った切岸状遺構(高さ約2m)であるが、それが崩れた状態で発見された。岩盤面は一部分にノミ痕と考えられるものが認められた。下部平場(4トレ)は山側(南側)は岩盤を削平し先端は谷間を埋めて平らにしたものである。むろん地形面と考えられる面も確認できた。それら遺構面直上に遺物が確認された。

5トレンチ(2m×20m), 4トレンチの北方下にある広い平場に設定。地表より約1.8m下に凝灰岩又は泥岩砕をつきかためた地形面が確認された。

切通付近のその他のトレンチについては前記したトレンチと大同小異であり、それぞれ岩盤削平部及び地形面と考えられる部分の直上より遺物がまとまって出土した。さらに特筆すべき点は切通西側に設定した2段の平場にまたがるトレンチ(6・6'・7トレ)において約1.2mの低い切岸が認められ、それは切岸の上部に低い土塁を設けていたことが判明した。なお、すべてのトレンチのすべての土層内からはかなり多くの火葬骨細片が認められた。とくに8'トレンチに著しいものがあつた。火葬場跡と考えられよう。

10・11トレンチ(2m×8m・2m×7m), お猿島大切岸の北東側延長部に設定したもので、それぞれ岩盤削平部と同一平面の地形面が確認され、わずかながら遺物が存在した。また石切場跡と考えられるものも発見された。その状況から判断すると、凝灰岩の上部から約8～10cmの溝を切り取る部分(コの字形)に掘り、横から一挙に剥がし取ったと考えられる状況であつた。この石切遺構の中からも若干の遺物が認められた。

12～14トレンチ(2m×6m・2m×7m・2m×7m), 10・11トレンチの平場からさらに北東側に隣接する平場に設定。この地点は第2次大戦直後に無許可宅造がなされた場所であり、残存する平場がその当時のものであるのか、または古いものであるのかを確認するのが目的であつた。結果は幅の狭い3～4mの旧平場の山側を切り取って広げ、さらに先端

部を埋めて広げ宅地としているといった状況が判断された。遺物はなし。石切遺構が確認された。

15・16・17トレンチ(2m×2m・2m×2m・2m×2m)。谷間内最下部に設定した15トレンチより泥岩砕をかためた地形面を確認し、尾根部平場に設定した15・16トレンチからもそれぞれ地形面及び岩盤削平面と石切場跡が確認された。それぞれ遺物はないが他トレンチと状況は同じであり、中世遺構と考えられる。

以上が発掘調査における所見であるが一部の細かい部分での新事実は見られたが、遺構そのものを総括的に見るならば、以前赤星直忠博士が調査した所見と大差はなく、むしろ同博士の考察に追従するものでしかない。

二. 考 察

a. 遺構総括結果からみた名越切通

旅人や近隣住人が丘陵を越えるとき通った山越の路が何時か定まった一般通路となるのが普通である。この自然発生的山越路は難路であることが多い。名越^{なごえ}の旧名が「難越^{なごし}」であることから、名越の小字が鎌倉側にも逗子側にもあるのもそのためである。自然発生的にできた鎌倉周辺の丘陵の難路をより容易な通路に改修したことが吾妻鏡(仁治元年十月十日条、同二年四月五日条)に載せられている。他の道についての記録はないが現に七切通が開通している。おそらく吾妻鏡に記されなかった山越路も記されている巨袋・朝比奈と前後して改修されたものと考えてよいであろう。吾妻鏡は従来容易を目的とした平常時の山越路を記しているが、現在残るものは山城の切通路であり、非常時の外敵来襲を如何に防ぐかを重点として構築された防衛遺構である。切通所在丘陵の周辺広範囲に遺存しており、独立城郭に比さるべき構造であることは七切通中名越切通が最も嚴重に防衛されたものである。

b. 七切通中特に嚴重なる理由(北条氏対三浦氏の葛藤)

七切通中極楽寺切通は交通の便をはかって現在深く切り下げられたため、旧切通の状況は推察するほかなく、防衛状況に至っては全く不明である。

大仏切通は内面外面とも後世の道路工事で切りとられ、わずかに尾根外面山腹を遠く常盤の常松下の尾根先から切通に通ずる旧道をのこし、これに防衛遺構をとどめる。

化粧坂切通はどの部分が旧切通か明らかでなくなったが、梶原の谷口である南側尾根先端を切り削った旧尾根路が残っているが防衛遺構は明らかにされていない。

亀ヶ谷切通も巨袋切通も現状からは当時の防衛遺構は充分明らかではない。朝比奈切通は江戸時代以来数度にわたる切下げ工事によって現状の如くなったものであるが、頂上部を中心とする外面山腹に切岸と平場の連続を残すが嚴重なものとは考えられない。現通路の南側山腹にも山越路と思われる遺構がある。鎌倉後半期に朝比奈切通の防衛不充分を補うため、内部に十二所から浄明寺にわたる長い尾根を城郭とした杉本城が築かれた。

以上六切通に残る防衛遺構を考えたとき、名越切通が如何に厳重な防衛遺構をもって守備されていたかがわかるであろう。名越切通は所在丘陵そのものが独立城郭としての形を整えたものであることは極めて異状といわざるを得ない。何故名越切通のみがかくの如く厳重な防備をもつかは、政権掌握を目指す北条氏が、これをはばもうとする三浦一族の勢力を相次いで覆滅した事実から推察することができるが、北条氏は三浦氏と全兵力を挙げて決戦の覚悟をきめていたことがこの厳重な城郭造りの防衛遺構から如実に判断することができる。

c. 同時代三浦氏側の防衛遺構

吾妻鏡に山内道・六浦道改修のことが記されたのは仁治元年（1240年）・同二年であり、三浦氏が北条氏の陰謀にかり鎌倉西御門邸で襲撃され滅亡したのは宝治元年（1247年）であるから、その間7年ほどの短期間である。北条氏が三浦氏の総反撃に備えて名越切通に大がかりの防衛構築をしたとしても、仁治元年から6～7年の間である。この大工事をひそかに実施することはできぬから非常時における鎌倉城防衛という大義名分をかざして、他の切通路と同時に実施されたものと考えられる。

北条氏対三浦氏のあつれきは当時知らぬ者はなかったことであろうから、鎌倉城防衛の名分のもとに大規模な城郭工事が行なわれたことは、当然三浦氏も察知したと考えなくてはならぬ。しからばそれを知っていた筈の三浦氏が本拠衣笠城の防衛強化をはからなかった筈はない。衣笠城の防衛強化のあとは、残っていないのだろうか。

衣笠城は鎌倉城と同じく平安期の城郭である。当時理想とした馬蹄形丘陵に囲まれ、前面が大きく開けた京都式がとり入れられた。鎌倉城も衣笠城もそれである。北条氏が切通路改修によって弱体化した鎌倉城強化策として非常防衛構造を切通路に加えたことは当然であったが、あたかも北条氏対三浦氏のあつれきは爆発寸前であったから、三浦氏側に面した鎌倉城南東丘陵を通過する名越切通路に防衛構築を強力に加えたことは当然の策であり、外観的には他の切通工事と同じに見えたに違いない。かくして既述の如き強力な防衛遺構が完成されていたのである。当然三浦氏の本拠衣笠城の防衛も強化された筈である。

当時久里浜から西へ深く湾入した入江の奥が佐原・森崎に達していた。佐原の丘陵の先端にあった佐原城を南西端とする外周丘陵は大矢部、衣笠の南を通り、西方をめぐって平作、小矢部、公郷の北側を東進し森崎に達する東方に口を開く馬蹄形丘陵に囲まれたものが衣笠城であり、馬蹄形の内奥が独立丘の如くそびえる丘をもって三浦氏邸館所在地とした。鎌倉城出入往来の人が増加するにつれて自然発生的に開けた路が七切通の路になった如く、衣笠城にも周囲の丘陵を越えて出入する路が自然発生的に出来ていた。対北条氏合戦に備えてこの山越路が防衛構築されたと考えなければならない。鎌倉城では京都の内裏の位置に鶴岡八幡宮が奉祀されたに対して衣笠城はこの位置にあつらえむきに独立丘があったから、これを邸館位置にした。したがって三浦氏側はこの邸館のある丘陵を最も強化し、更に周辺丘陵越の路に対し防衛構築をしたはずである。

邸館のある丘陵は平安期の防衛構築に鎌倉期になってから加えられた対北条戦防衛構築が

残ったものだから、細部にわたって分離指摘することは出来ないが切岸の名残と考えられるものを伴った大きい平場が、現民家のある平場や大善寺周辺の平場に残っているのがそれであろう。東側及び南側にそれらが多く残ることは、予想される敵正面が東側及び南側と考えられたことによるものであろう。外周丘陵の通過路に防衛構築が当然なされたであろうが、その詳細は調査されていない。しかしそれら交通路の外側に独立丘あるいは半島状丘陵端を中心として構築された城山が残存していたことによって三浦氏の対北条防衛強化の事実を証することができる。

外周丘陵の防衛遺構

調査未了部分もあるが知られた防衛遺構は次の通りである。

北 側

小矢部城山（小矢部町）（注 3・4）

神金城山（注 3）

いなり山砦・ごう山（注 3）

未確認城山

西 側

平作城山（注 3）

南 側

大矢部城山（注 4）

何れも山頂と側面に平場を残し平場は互いに独立し、その間に切岸をめぐる鎌倉期特有の構造を示す。それらが北条氏による名越切通防衛強化に平行して構築されたことは、その形態や構造からも、情勢判断上からもうたがいのないところであろう。

d 三浦氏滅亡と名越切通

宝治の乱（宝治元年 1247），北条氏による三浦宗家滅亡計画は三浦義村亡後「謀反心あり」とする不意討によって実行された。宝治元年（1247）六月西御門邸不意討という三浦氏の手薄に乗じて行なわれたから本拠衣笠城の防衛全般も強力な兵力も全く使われることなく、その日の中に事は決した。嚴重の上にも嚴重を極めた名越切通防衛遺構も使われずにすんだ。この時以後名越切通は多くの非常時態勢を秘めたまま空閑地として放置されることとなり、単なる平常時交通路として残された。そして三浦氏滅亡直前発せられた仁治墓葬令による、周辺山地の空閑地として一大葬送地となったことは残された多くのやぐら群と今回一部の発掘によって知られた平場における土壌の存在。埋葬用と考えられる素焼皿や釉骨壺の陶片や火葬骨片から判断される。9.1.3 m高地に残る二基の石造祠（石廟）もこれを物語る資料である。

ホ. ま と め

「名越切通」は反北条を目指す三浦一族に対する鎌倉防衛上の最大要害地として完成された

遺跡として、切通はもちろんこれを取りまく周辺丘陵に広く防衛遺跡を留めることが明らかにされた。

従来逗子側に向く丘陵尾根から山腹にかけて二段三段に高い切岸と平場がめぐらされていることは知られていたが今回調査では丘陵支尾根（南方から西方をめぐり北方に至る。）にまで厳重な防衛遺構が確認された。おしくも既にそれら尾根を削平して広域の宅地造成された部分における遺構の存否は全く不明であるが、残された部分からは非常時における切通の防衛対策が明らかにされた。史書に記されていない郷土の歴史を確実に物語る資料として極めて価値ある遺跡といわねばならない。

（４）中世文献にあらわれた名越

名越切通は三浦から鎌倉へはいる中世の交通要衝である。平時は交通路として重要な機能を果たしているが、いざ戦時ともなれば砦としての働きに切り替わらなくてはならない。切通の周辺には厳しい要塞施設がめぐらされている。名越切通について述べられた中世の文献は、ほとんど見つけないことができない。

鎌倉を外よりの攻撃から守る、重要な砦のことを、当時の人が書いて置く筈のないことは当然であるかも知れない。

吾妻鏡には名越という地名の出てくる条は、四十ヶ所程に及んでいるが、切通や砦に直接結びつくものはみとめられない。

名越の御館・浜御所・名越殿・時政の名越御亭・時政名越邸・遠江守の名越亭と呼ばれる屋敷が、名越切通を通して、鎌倉に入ってくる喉元にも当たる場所にあったということは、切通利用者の見張りの意味とか、砦の守備といった役目もあったものと考えられる。そこで名越邸をはじめ名越という地名の出ている記事を吾妻鏡からぬき出して、その概要を次に列挙してみる。

○建久三年（1192）七月十八日

御台所（政子）が、名越の御館に渡る。御産所とされる。

○建久三年七月廿四日

頼朝が名越殿へ渡御、三浦義澄がもてなした。

○建久三年十月十九日

政子と生れた若君（実朝）が、名越浜御所より帰った。

○建久三年十二月五日

御堂供養のあと、頼朝が武将たちを名越浜御所に召して自から実朝を抱いて、よろしく頼むと挨拶をした。

○建久五年（1194）八月廿日

遠江守伴類五人が和田義盛によって名越の辺で首を切られた。

○建久六年（1195）七月廿九日

頼朝が早朝、名越浜御所に渡り終日遊興を楽しんだ。

- 正治二年（1200）十月廿一日
頼家が浜の御所へ入り、工藤行光に盃を賜う。
- 建仁三年（1203）九月二日
比企能員が時政の名越邸で謀殺された。
- 建仁三年九月六日
仁田四郎忠常が時政の名越邸に召され、後に殺された。
- 建仁三年十月八日
実朝の元服式が名越の時政邸で行なわれた。
- 建永元年（1206）二月四日
実朝が雪見のため、名越山の辺においでになった。義時の山庄で和歌の会が開かれた。
- 承元二年（1208）一月十六日
三善善信の名越の家が焼けた。
- 承久元年（1219）九月廿二日
火事で名越山近くまで焼けた。
- 安貞二年（1228）十二月十二日
火事で名越の越後守朝時の家の後山際まで焼けた。
- 寛喜三年（1231）一月廿五日
名越の辺で失火して、甘縄辺まで焼失した。
- 寛喜三年九月廿七日
日中、名越の辺で騒動があった。敵が越後守朝時の邸に打入ったとのうわさである。
- 天福元年（1233）八月十八日
泰時が江の島に参拝のため外出、前浜で斬死体を発見した。犯人を名越の辺でみつけた。
- 嘉禎元年（1235）一月九日
頼経が節分の方違えのため、越後守の名越の亭に入った。
- 嘉禎元年六月廿八日
夜、新造精舎で解謝祭が行なわれた。この間、魔障を避けるため、名越山上で弁法印良算によって南方高山祭が行なわれた。
- 嘉禎元年閏六月十五日
明王院の瓦が葺けないため、頼経が名越の越後守の亭に入御の予定だったところ、急に取りやめとなり冬まで延ばされた。
- 暦仁元年（1238）十二月十九日
節分の方違えに、朝時の名越邸を用いることにした。
- 暦仁元年十二月廿三日
将軍が名越の亭に入った。
- 暦仁元年十二月廿五日

将軍が名越亭に逗留。

- 延応元年（1239）十二月十三日

若君頼嗣の御行始の間のことにつき、方角選びで名越の武田入道の家よりも、康持の家の方がよいことになった。

- 仁治二年（1241）二月廿二日

将軍頼経が御方違いのため、遠江守の名越亭に入った。

- 仁治二年二月廿三日

将軍が名越亭より還御。

- 宝治元年（1247）十二月五日

名越尾張前司の辺が数十軒焼けた。

- 宝治二年（1248）九月十九日

黄蝶の群が三浦三崎の方から名越の辺りへ群れ飛んだ。

- 建長二年（1250）九月廿八日

名越辺が焼亡した。

- 建長四年（1252）二月八日

西は寿福寺前から東は名越山王堂前まで、南は和賀江から北は若宮大路上まで焼亡。

- 建長五年（1253）十二月廿二日

経師谷口より出火、名越の浜高御倉前まで延焼。焼死者十余人。

- 建長六年（1254）一月十日

西風烈し、町辺焼亡。名越山王堂に至る。数百軒の人家が焼け、死者数十人。将軍家御神拝延引。

- 康元元年（1256）十一月廿六日

名越焼亡、備前三郎長頼亭が焼けた

- 正嘉元年（1257）八月十八日

未尅に満定・光成・晴茂・為親・広資以下陰陽師が評定所で方違いの方向を論じていた時、前尾州時章の名越の亭が話題にのぼった。

- 正嘉二年（1258）五月五日

雨甚し、御方違いが尾州前司の名越山庄にきまる。

- 正嘉二年五月八日

尾張前司の名越山庄を新造した。

- 弘長三年（1263）三月十八日

亥尅、名越の辺りが焼亡、山王堂も焼けた。

- 弘長三年八月九日

左近大夫将監義政が名越の亭に移った。

- 弘長三年十二月廿八日

御息所が方違いのため、左近大夫将監公時朝臣の名越邸に入り、御産所と定めた。

○弘長三年十二月廿九日

辰尅御息所が名越から還御。午の刻に六波羅大夫将監の室が妊帯を着し、若宮僧正が加持をした。
(以上は吾妻鏡による。)

○鎌倉が周辺の丘陵に守られた町であることは、「玉葉」の次の記事中に、「鎌倉城」という言葉が見られることでもわかる。

玉葉卷四十一、元暦元年八月廿一日

「伝聞、頼朝出_ニ鎌倉城_一来_ニ着木瀬川辺_一暫逗留、進_ニ飛脚_一申云、已所_ニ上洛仕_一也、」

○源平盛衰記卷二十一の「小坪合戦事」の中に次の一節がある。

「小次郎はいささか少用ありて、鎌倉に立寄りたりけるが、是を聞き驚き騒ぎて馬に打乗り、犬懸坂を馳越て、名越にて浦を見れば、四五騎が程打囲みて見えてけり。小次郎片手に矢はげて鞭をうつ。」

中世の文献に名越の地名が出ているものを求めたが、上記にならべた程度で、ほかにはみつかることができなかった。

(5) 名越切通付近葬送遺跡について

イ. やぐら及び石造塔形態からみた古さと性格

まんだら堂やぐら群(104穴)、お猿島やぐら群(7穴)、第3切通北東側やぐら群(数不明)、まんだらどう東方谷やぐら群(5穴)がこの地に存在するやぐらであるが、これらのやぐらは地山(凝灰岩・泥岩)を垂直に切った旧要害地の切岸に造営されている。その形は垂直な四壁、平らな天井をもち、前壁中央に出入口としての狭い羨道がある。羨道は奥行の長いものがないのは山腹を掘り切って垂直な面を作り、ここにやぐらを掘りこむのが一般的な造営法だったからであろう。初期のやぐらはただこのような構造が岩山に掘りこまれるだけだったが盛行期になると壁面下に壇を掘りつけ、その上面に納骨穴を作り、五輪塔などの供養塔を安置するようになる。中には底部中央を矩形に掘りくぼめ、納骨穴とするものもある。やぐらの入口である狭い部分には左右に柱をたて扉をもうけることが一般的なやり方だった。やぐらは当時一般に建造された墳墓堂や墓地を鎌倉街内から周辺山地に追い払ったことによって発生した新しい形の墳墓堂であり、内部が納骨堂で供養塔は奉獻物であった。今でこそ岩壁がそのままむき出しになっているが建造当初は内部が漆喰塗になり、四壁には浄土の絵像が描かれているものが多かったと思われる。西御門奥山にある朱だるきやぐらはその名称をとどめるもの。やぐら内には墳墓堂の本尊が安置されるのが普通であったと考えるがほとんど失なわれ、本尊たる石像の残るものは少ない。極楽寺前方山裾にある伝上杉憲方墓域には墳墓堂のあとと考えられる小形の基壇二基(夫妻墓)があり、その囲りに石造層塔や五輪塔が存在する。一般には頼朝墳墓堂の如き大がかりな堂でなく小形な墳墓堂が多かったものであろう。まんだら堂墳墓群

の一部と考えられる北方高地（9 1.3 m高地）には石造の堂が二基現存し墳墓の堂と考えられているのもこれを証するものであろう。

室町期になると前壁がなくなる。前壁部分に切石を積んで塞いである例（亀ヶ淵やぐら群）もあるが子孫が鎌倉を離れるような場合に行なわれたものであろう。

やぐら内には各種供養塔が奉獻されている。木造製品が多かったであろうが朽ちてしまったにちがいない。今知られるものは石造塔のみである。これらの中には層塔の断欠がある。笠の形は鎌倉期。石造塔の大部分は五輪塔である。所謂鎌倉石（凝灰岩）をもって作った地元産の供養塔。その形は鎌倉期。伊豆石（安山岩）製のものもあるが南北朝期、室町期のものである。宝篋印塔断石が少しある。板碑断欠の出土が知られるが古さはわからない。奉獻された石造供養塔は鎌倉期が多く、南北朝期から室町期にわたるものもある。

すべてのやぐらが鎌倉期の形態を持ち、内部に残る供養塔が鎌倉期以後であることは、この地が葬送地となった時期とその存続期を物語るものである。

ロ. 名越切通防衛工事との関係

三浦氏の反撃に備えて強力な防衛態勢を整えた「名越切通」と葬送地として残っている「まんだらどう」との関係はともすると混乱しがちであるが時間的にはほとんど近接すること、特に仁治令として知られる周辺地に墳墓を移すべき令と、三浦氏滅亡のときとがあまりにも近接することによるものであろう。

山内道、六浦道交通の便利によるためという山越道の改修は仁治元年（1240年）から二年にかけてであり、名越切通改修工事は吾妻鏡に記されていないが他の切通とともに前後して実施されたと考えなくてはならない。特に三浦氏の反撃が時間の問題と考えられていたような情勢下にあっては当然切通路改修の名分のもとに現在知られるような強力な防衛構築が行なわれたと思われる。「府中に一切墓所を作ってはならぬ」と指示された新御成敗状が出されたのは仁治3年（1242年）であるから、その年から周辺山地や谷間が葬送地に変っていったと考えられるが、前時代からの一般的な習俗は住地から少し離れた山裾、谷間、川畔、海辺が葬送地であったから鎌倉府内に相次いで作られていた墳墓堂や墓地が周辺地に築かれるようになったと考えられよう。しかし庶民の長い間の習俗は改められることなく死屍を路辺に捨てるが続いたらしく弘長元年（1261年）2月「病者、孤児、死屍を路辺に捨てることを禁制すべきこと」の令がだされている。

名越切通の広地域の遺構から考えてその工事は長期にわたっていたと思われるが宝治元年（1247年）、北条氏は三浦氏の西御門邸を奇襲し、一族をその日の中に滅亡させた。したがって強力に用意された「名越切通路」の防衛構造はこの時をもって無用のものとなり、あとは万一の場合の備えにすぎなくなった。「名越切通」防衛地はこの時をもって周辺の空閑地になったわけである。この地が葬送地として用いられるに至ったとすれば、仁治3年の令がだされ、五年後に三浦氏が滅亡し、「名越切通」の防衛機能が不用になったことから考えてこの時以後

であろう。

防衛上の必要から計画された多くの切岸がそのままやぐら造営に役立ったことは「まんだらどうやぐら群」の現状から充分理解される。

ハ、葬送地としての性格

現在知られるやぐらや石造堂など墳墓遺跡の分布から考えても、9.5.3 m 高地の西にひろがる最も広い平場に死者の供養堂としての「まんだらどう」が存在したであろうことが想像される。その中央に十字形にトレンチを設定して発掘調査をしたかぎりでは、この地に建物が存在したかどうか確認することはできなかった。僧が一人二人常住するささやかな堂であったろうから礎石も使われぬ掘立小屋にすぎなかったかも知れない。発掘しなかった東南方の平場にあったかも知れない。

発掘中トレンチ東端に岩盤を掘りくぼめた墓壇と思われるものが発見され、素焼皿と火葬骨片が出土し、付近にも似た浅い穴があり土中に火葬骨片をみだし、土層中に馬の歯の埋没もみられた。建築跡の発見を主としたから土壌や岩盤上の浅い掘りこみや火葬骨（細片が多く、なれていないと認識困難）は見落したものが多くであろう。西南方の2 m 高い平場には明らかに墓壇とみられるものがあり、素焼皿、陶片、白磁片を認めた。この高い平場の北東方（現在犬猫墓地）ではかなり多量の火葬骨が散在しているのを確認した。この部分にあったやぐらが以前破壊されているからこのとき出たものかも知れない。

やぐらは高級武士層や僧侶の墳墓堂である。この地が葬送地であったときは、各所に存在する平場は恰好の埋葬地だったから、そこら一面に墳墓堂が建ち、盛土の墓があり、大小の供養塔が立ち、横たえられた屍が各所に異臭を放っていたに違いない。餓鬼草紙の墓地を目のあたりにみるありさまだったと思われる。

二、ま と め — 鎌倉の葬送地からみたまんだらどう

鎌倉周辺の葬送地はやぐら群の分布上からも供養塔所在地からも推察できる。

長谷周辺、極楽寺周辺、大仏谷、梶原御霊社周辺、葛原岡、瓜ヶ谷、地獄谷（建長寺裏）、西御門奥、薬師堂谷奥、紅葉谷奥、洗水谷、朝比奈切通周辺、犬懸谷奥、山王堂谷周辺、名越大谷奥、名越切通周辺、弁ヶ谷奥が挙げられるがこの中で名越切通周辺は、まんだら堂やぐら群を中心とする葬送地であり、今後広地域の発掘調査によって一般葬送地としての資料が得られるであろう。本葬送地については仁治令や三浦氏滅亡時期などから文献上の推察もできて、他のどれよりも有力な葬送地と考えられる。

（6）総 括 — 遺跡保存とその価値

「名越切通」は反北条を目ざす三浦一族に対する鎌倉防衛上の最大要害地として完成された遺構であり、また三浦氏滅亡の前年にだされた仁治令にもとづく周辺葬送地を兼ねた複合遺跡であるが、

惜しくも広地域宅地造成（亀ヶ岡団地，南ヶ岡団地，光明寺団地・鎌倉・逗子ハイランド）あるいは個人宅地造成等により遺構の半ばを失ったかに思われる。しかし最重要部の過半は今も残されているので，鎌倉防衛上の最大遺跡たる価値は充分に残存する。しかるに近年それら遺跡遺構所在地を広範囲に破壊しようとする計画を聞くに至った。歴史書に記されなかった遺跡にこそ祖先の歴史を裏づける史実を読み取ることができるのであり，高い価値を認めるものである。「名越切通」は郷土の歴史を語る貴重な遺跡であり，周辺葬送地遺跡もまた歴史を裏づける価値の高い遺跡であることを強調したい。

註

1. 赤星直忠「名越切通」逗子市文化財調査報告書 3 逗子市教育委員会 昭和47年3月
2. 赤星直忠「逗子市お猿島大切岸について」神奈川県文化財調査報告書 34 神奈川県教育委員会 昭和37年3月
3. 赤星直忠『三浦半島城郭史』（上）横須賀市博物館 昭和28年
4. 赤星直忠「小矢部城跡」鳥羽正雄博士古稀記念論文集 雄山閣 昭和44年

3. 史 跡 地 の 現 状

(1) 史跡指定の経過とその範囲

指定年月日

昭和41年4月11日

指定理由

吾妻鏡天福元年8月18日の条に名越坂と見えるもので、鎌倉の東南部に横たわる山なみを越え逗子に出る。道は、概ね谷に沿いつつ通じているが、山頂部において、さして深くないが、凝灰岩系の地山を開渠状に掘さくした箇所が隣して二箇所ある。所謂七口、七切通の一つとして、鎌倉の地勢とその外部との連絡状況を示す重要な史跡である。

その後の現状変更

東京都労働者信販協同組合理事長・岡本丑太郎氏より、昭和42年6月19日付をもって、逗子市小坪字まんだら1248・イ～ロの現状変更の申請が出された。この申請は、史跡の南端を起点に宅地造成が行われ、その際に日常の飲料水の供給施設を新設するために提出されたものである。

この申請に対して、文化財保護法第80条第1項の規定により、昭和42年11月7日付をもって許可された。よって当該地は指定解除された。

表1 指定地地籍一覧表

地 番	地目	地積(m^2)	備 考	地 番	地目	地積(m^2)	備 考
1226	山林	215 m^2	現在当箇所には小山氏庵が建てられている。	1248-1	山林	448 m^2	現在不法建造物がある。
1227	山林	248		1249-1	山林	661	
1228	山林	149		1249-2	山林	66	
1229	畑	212		1252-1	山林	831	
1244-3	山林	33		1253-1	山林	1435	
1245-イ	山林	906		1253-3	山林	416	
1246	山林	622		1254	山林	559	
1247-1	山林	1683				計8484 m^2	

(2) 土 地 の 利 用 状 況

別記表のとおり地目は大半が山林とされているが、一部に不法建築物、庵、庭園が見られる。地目で言う山林とあるのは、大部分が杉林であり、一部が雑木林となっている。また、畑とされている箇所も、現在は杉林となっている。

切通道は、現在ハイキングあるいは、歴史散歩道として、多くの市民に利用されている。

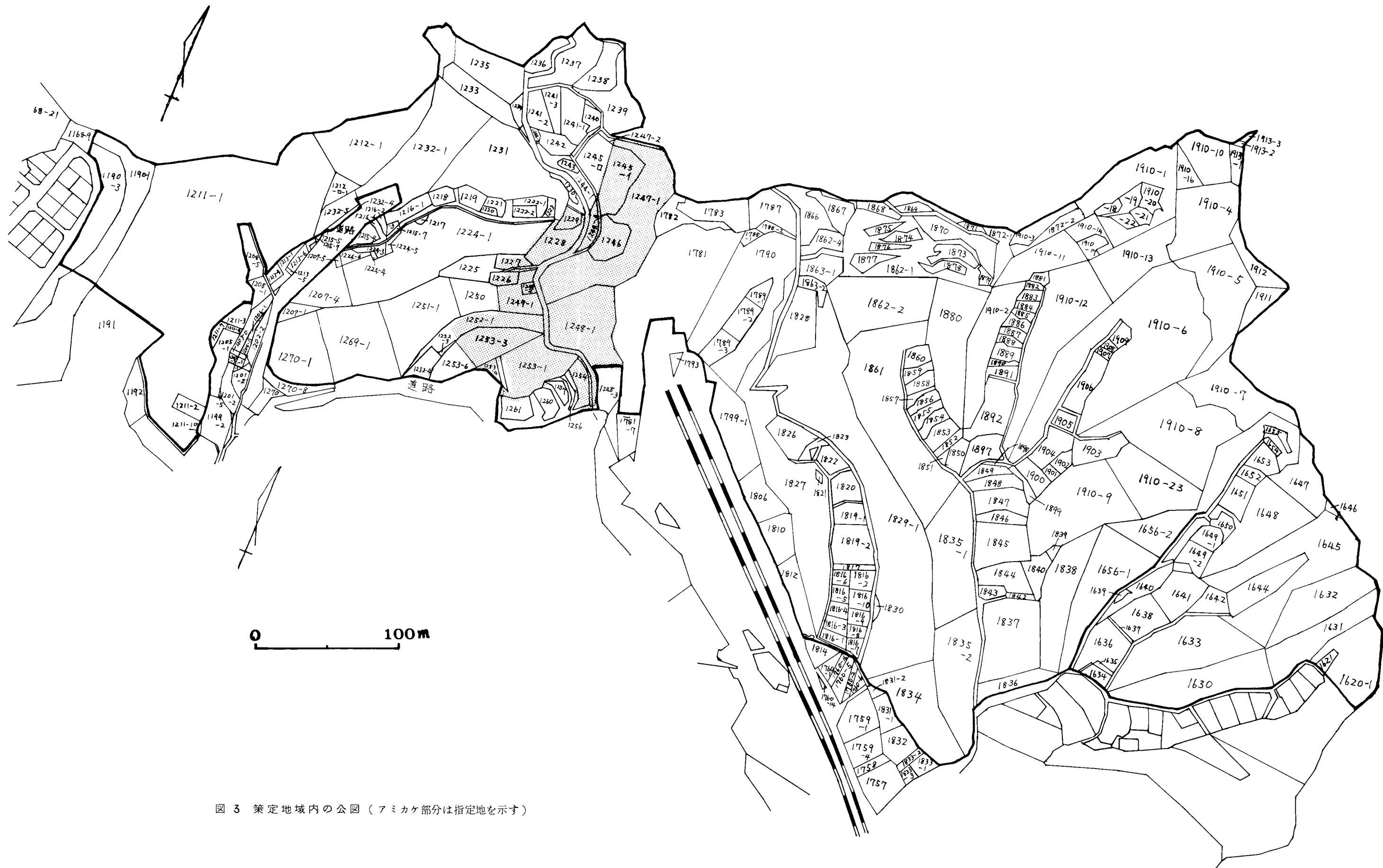


図 3 策定地域内の公図（アミカケ部分は指定地を示す）

4. 史跡地の問題点

(1) 現在の史跡指定範囲について

現在の指定地は、逗子市亀ヶ丘団地の最北端、現在水道タンクが設置されているが、その横より、株式会社誠行社（火葬場）上部に致るまでの延長約200m、面積8484㎡にわたる地域である。本来の切通道は更に鎌倉市へと続き、国鉄横須賀線の線路際で消滅している。現在指定されている切通道は、現存する切通道の約1/3程度である。また指定があくまでも切通道を対象としているため、他の遺構（切岸・平場等）は指定されていない。

小山氏の庵下にある「まんだら堂やぐら群」は、庵の建てられている箇所も含めて、全て指定範囲内である。

なお、史跡の南端にある水道タンクは、昭和42年に指定解除され、設置されたものである。

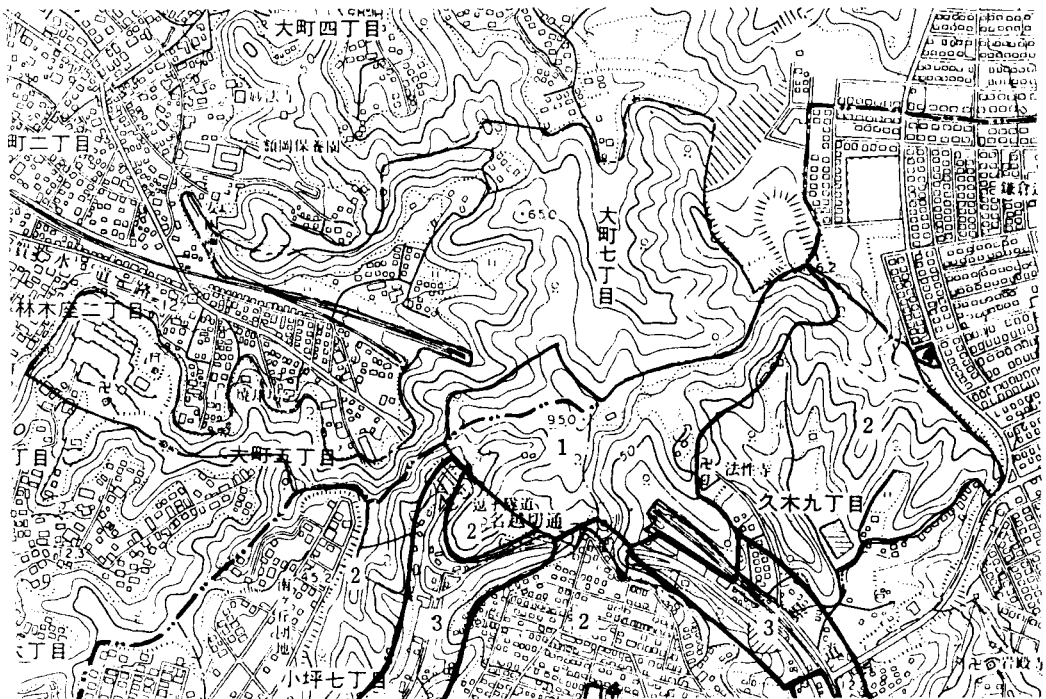


図 4. 現在の逗子市都市計画法等規制図

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 市街化調整区域 | 2. 市街化区域 |
| 3. 住居地域 | 4. 都市計画公園 |

(2) 土地の利用上の制限

保存管理計画対象地域は、大別して市街化調整区域と市街化区域に分けられる。

現在まで、指定地をも含めて、市街化調整区域として規制されており、自然環境が一応保たれているが、当地域は2～3の建造物が建てられている。

策定区域の東半分と西の一部分は、市街化区域とされている。開発計画は、この東半分のほとんど全域にわたって行われようとしている。

なお、規制図の3は今回の策定計画外である。

(3) 周辺の開発計画について

昭和52年11月、前田建設工業株式会社横浜支店支店長・中居直勝氏より、逗子市久木9丁目1880番地他、約100,000 m^2 にわたり、宅地造成工事の届出が提出された。

表2 土地利用計画

土地利用区分		面積 m^2	%	備 考
分 譲 宅 地		4 6,4 0 3	4 6.4	1戸建住宅区画数 202区画
道 路		1 7,7 4 4	1 7.8	
公 園		5,1 0 6	5.1	集会所含む
緑 地	人 工	1 5,9 3 4	1 5.9	擁壁・石積含む
	自 然	1 4,8 0 9	1 4.8	
合 計		9 9,9 9 6	1 0 0.0	

当計画は指定地の東側にあたり、以前より遺構（切岸・平場）が確認されていた地域をも含むのである。

この他、遺跡範囲内と考えられる地域の各種開発計画を感知したため、これら全ての計画をふまえ、逗子市教育委員会より文化庁に対して、次の副申が提出された。

これらの開発計画は、むしろ遺跡・遺構を破壊するものであり、原則として中止されるべきである。現在史跡名越切通保存管理計画策定事業を進めており、当事業が終了し、遺構の全容がはっきりするまで、現状変更はすべきではないと考える。

したがって現在、全ての開発計画は、中断されている。

5. 将来の保存管理計画

(1) 基本方針

鎌倉切通の一つである名越切通は、三浦へ通ずる重要な交通路であった。鎌倉は、鎌倉城とも呼ばれ、三方を山に、一方を海に囲まれた、防衛堅固な都であった。外部との交通は切通を設け、外部からの侵入を防いでいた。交通の要路と防備という、相反する機能を兼ね備えた遺構が、名越切通には多く見られるのである。これら全ての歴史的遺構は、祖先が築き上げてきた、文化の証として、保存されなければならない。

名越切通に関連した遺跡は、指定地以外にも、存在する。そのため、指定地内の保存管理とともに、指定地の見直しも行われ、遺跡全域にわたり保存のための管理計画が実施される必要がある。

また、指定地隣接地に、宅地造成のための開発計画が出されているが、遺跡の破壊となるため、遺跡保存のためにもまた、同様に保存管理計画を策定するものである。

(2) 考古学的調査

緊急調査として、指定地隣接地に出されていた開発予定地の発掘調査を行った。当調査により次の事が判明した。

名越全域に見られる平場と切岸は、その全てが人工的に造られたものである。山の斜面を垂直に切り取り、その土を谷側に埋めている。切り取って出来た平場と埋めたてて造られた平場により、かなり広い平場を造ったものである。また、現在の小山氏の庵を最頂部として、城郭遺構がかなり良い状態で残されていることが明らかになった。これにより切通道の防備だけではなく、このあたり一帯が一つの独立した山城であったと考えられるものである。

また発掘調査の他に測量による遺構図の製作も行われた。その結果、当初考えられていた遺跡の範囲が更に広がっていることが明らかとなった。範囲は、鎌倉・長勝寺裏山近くまで「犬走り」状の遺構が続き、それぞれの尾根の先端は、階段状の遺構となっていた。鎌倉・逗子ハイランド近くの尾根づたいには、谷の最上部各所に大きな階段状遺構と石積みが見られた。

(3) 保存の方針（追加指定） ― 古都法の拡張 ―

史跡名越切通は鎌倉市と逗子市にまたがって見られる遺跡であるが、現在は逗子市側の約200m面積として8484㎡のみが指定されているにすぎない。しかし、遺跡の分布範囲は、現在までの調査により、付近一帯に防衛遺構・墳墓群などの遺跡が広く存在していることが判明した。

今回の保存管理計画は、最近宅地造成のための開発計画が出されたが、その対象地はこれまでに、赤星直忠博士等によって確認されてきた当地域の遺跡分布が、今までの指定地のみでなく、更に広い範囲にわたっているという、その地域に該当するのである。これらは、史跡の性格上、指定地とは

切り離せないものがあり、また以前より、指定地域の見直しが求められていたため立案したものである。

現在まで本会が行なった調査、協議に基づき、全ての遺跡を追加指定することにより保存を計ろうとするものである。更に、これらの遺跡と一体をなす自然環境の保護、周辺山林の保存も考慮すべきである。

なお、保存管理計画の他に、埋蔵文化財緊急発掘調査（指定地隣接地に開発計画が出されたため実施された）が行われたが、今回の調査では、遺跡全域にわたっての十分な調査結果が得られなかったため、今後更に測量および遺跡分布調査等を実施し、史跡整備のための資料を得る必要がある。

遺跡は追加指定を受け、保存されるべきであるが、指定の際は地権者と協議の上、可能な限り公有化を計ることが望ましい。

現在、鎌倉市では、古都保存法により、周囲の環境等は保存されているが、名越切通一帯に関しても、古都保存法の範囲を拡張し、一帯を保存する必要が強く望まれる。

表3 策定地域内地籍一覧表 (指は指定地)

地番	地目	地積	備考	地番	地目	地積	備考
1190-1	山林	3,568 m^2		1222-1	畑	496 m^2	
1190-3	"	1,940		1222-2	雑種地	198	
1207-1	"	383		1223	畑	30	
1207-4	"	1,371		1224-1	山林	6,256	
1207-5	"	39		1225	"	687	
1211-1	"	14,029	1212-4 1212-ロ-2 を合筆	1226	"	215	指
1211-2	"	286		1227	"	248	指
1212-ロ-1	"	4,506		1228	"	149	指
				1229	畑	212	指
				1230	山林	222	
				1231	"	2,909	
1215-4	水道用地	278		1232-1	"	4,405	
1215-6	"	91		1233	"	1,262	
1215-7	原野	32		1234	"	59	
1216-1	畑	397		1235	"	2,975	
1216-2	水道用地	57		1236	"	148	
1217	畑	53		1237	"	1,031	
1218	宅地	72		1238	"	678	
1219	畑	261		1239	"	730	
1220	"	30		1240	"	353	
1221	田	103		1241-1	"	1,061	

地 番	地 目	地 積	備 考	地 番	地 目	地 積	備 考
1241-2	山 林	377 m^2		1632	山 林	1,983 m^2	
1241-3	"	347		1633	"	1,289	
1242	"	456		1634	畑	56	
1243	"	95		1636	宅 地	313	
1244-1	"	99		1637	"	33	
1244-2	"	66		1638	畑	817	
1244-3	"	33	指	1639	宅 地	69	
1245-イ	"	906	指	1640	山 林	66	
1245-ロ	"	909		1641	畑	833	
1246	"	622	指	1642	山 林	466	
1247-1	"	1,683	指	1644	畑	800	
1247-2	"	105		1645	山 林	3,305	
1248-1	"	448	指	1646	"	19	
1249-1	"	661	指	1647	"	1,190	
1249-2	"	66	指	1648	"	1,507	
1250	"	1,633		1649-1	畑	321	
1251-1	"	2,931		1649-2	宅 地	443	
1252-1	"	831	指	1650	畑	122	
1252-3	"	68		1651	"	390	
1252-4	"	441		1652	"	175	
1253-1	"	1,435	指	1653	山 林	52	
1253-4	水道用地	112		1654	"	175	
1254	山 林	559	指	1655	"	231	
1256	"	152		1656-1	"	3,768	
1257	"	271		1656-2	"	3,834	
1260	"	493		1787	"	317	
1261	原野芝地	169		1788-1	畑	192	
1269-1	山 林	2,009		1788-2	墓 地	198	
1270-1	"	1,931		1789-1	山 林	169	
1620-1	宅 地	8,559		1789-2	"	843	
1621	山 林	116		1789-3	"	699	
1630	"	2,314		1790	"	3,041	
1631	"	2,083					

地番	地目	地積	備考	地番	地目	地積	備考
1799-1	山林	1,521 m^2		1842	畑	53 m^2	
1806	"	215		1843	田	172	
1810	"	178		1844	"	664	
1812	"	181		1845	"	115	
1816-1	宅地	69		1846	"	403	
1816-2	"	182		1847	"	674	
1816-3	畑	105		1848	"	413	
1816-4	"	165		1849	"	238	
1816-5	"	165		1850	山林	274	
1816-6	"	165		1851	"	56	
1816-7	宅地	208		1852	"	125	
1816-8	"	165		1853	"	323	
1816-9	"	165		1854	"	244	
1816-10	"	165		1855	"	138	
1817	"	43		1856	"	181	
1819-1	"	370		1857	"	109	
1819-2	畑	760		1858	田	257	
1820	宅地	152		1859	"	208	
1821	畑	59		1860	"	337	
1822	"	298		1861	山林	4,165	
1823	"	50		1862	畑	940	
1826	宅地	265		1862-2	山林	1,076	
1828	寺地	489		1862-4	墓地	146	
1829-1	山林	5,164		1863-1	畑	664	
1830	畑	13		1863-2	"	244	
1834	山林	1,142		1866	山林	149	
1835-1	"	4,006		1867	畑	522	
1835-2	"	794		1868	"	258	
				1869	"	185	
				1870	"	562	
1838	山林	2,231		1871	"	59	
1839	畑	73		1872-1	山林	35	
1840	"	406		1872-2	"	400	

地 番	地 目	地 積	備 考	地 番	地 目	地 積	備 考
1873	畑	340 m^2		1908	田	63 m^2	
1874	"	198		1909	畑	112	
1875	"	161		1910	山 林	3,464	
1876	"	204		1910-2	"	2,261	
1877	"	254		1910-3	"	347	
1878	"	148		1910-4	"	2,616	
1879	"	42		1910-5	"	2,330	
1881	山 林	69		1910-6	"	6,710	
1882	田	102		1910-7	"	2,783	
1883	"	181		1910-9	"	2,267	
1884	"	69		1910-10	"	1,355	
1885	"	128		1910-12	山 林	3,252	
1886	"	142		1910-13	"	1,983	
1887	"	115		1910-14	"	225	
1888	"	109		1910-18	"	214	
1889	"	244		1910-19	"	198	
1890	"	69		1910-20	"	181	
1891	"	238		1910-21	"	148	
1892	"	992		1910-22	"	261	
1897	"	538		1910-23	"	1,322	
1898	"	73		1911	"	331	
1899	"	83		1912	"	469	
1900	"	360		1913-1	雜 種 地	209	
1901	"	92		1913-2	"	69	
1902	"	152					
1903	畑	605					
1904	"	466					
1905	宅 地	314					
1906	畑	631					
1907	田	59					

(4) 管 理 の 方 針

史跡名越切通は、全域にわたり保存整備地区とし、全ての現状変更は認めないものとする。また、追加指定された地区も同様に、その全域を保存整備地区として、遺跡としての重要な地区については現状変更を認めないものとする。

現在までの調査並びに協議により、当該地区における遺跡分布地域内の未指定地は、全て指定を受け保存整備地区とするが、指定にあたっては、地権者と協議し所有権を尊重しなければならないとともに、最終的には史跡の公有化を計ることが望ましい。

追加指定を受ける以前に、現状変更の事態が生じた場合は、十分な調査（発掘調査を含む）を実施し、保存することが望ましい。

史跡は、市民に対する文化財愛護精神の高揚ならびに、永続的な活用を目的として、史跡公園の形で整備し保存管理すべきであり、史跡公園建設に関しては、住民、学識経験者、行政との十分な相互理解をもって行われなければならない。

なお史跡公園として保存整備された後も、遺跡を損ねることのないよう、管理されなければならない。



図 5 保存管理計画図 □ 保存整備地区 (□ 鎌倉市遺跡分布予想範囲) ■ 指定地 == 切通路 --- 市界



図版 1 遺跡全景 1 空からみた名越切通全景



図版 2 遺跡全景 2 空からみたおさる畑大切岸



逗子側入口 (上) 東側よりみる (下) 西側よりみる



(上・下) 切通中央付近



(上) 逗子側に下り始める部分

(下) 鎌倉側に下り始める部分



(上・下) おさる畑の大切岸



(上・下) 西名越切岸群の崖面状況



第2 トレンチ (上) 岩盤に掘り込んだ墓壇 (下) 同内部状況



石垣状遺構 (上) 第2トレンチ (下) 第1トレンチ



(上) 南面部全景

(下) 南面部部分



(上・下) やぐら内部状況

本報告書は、名越切通発掘調査団団長・赤星直忠氏の調査報告に基づき、本策定委員会の調査検討により、作成したものである。なお、文中、第2章(1)～(3)(5)(6)は赤星直忠氏、(4)は内田武雄氏に執筆依頼し、他は事務局が作成し、編集したものである。

末筆ではあるが、本報告書作成にあたり、多くの方々の理解とご協力に深く感謝する次第である。

昭和54年3月25日印刷
昭和54年3月31日発行
平成6年1月 日2刷

史跡名越切通保存管理計画策定報告書

編集 逗子市教育委員会
発行者 逗子市 逗子5-2-16
電話 0468(73)1111(代)

印刷所 日本複写工業株式会社
電話 03(3624)2151

© 逗子市教育委員会 1994